国道8号 通行規制期間変更 のお知らせ

国道8号の富山県 下新川郡 朝日町 境 地内において、コンクリート舗装工事のため実施しております通行規制(「車両外形幅※3.6m以上の車両」は通行不可)について、規制期間を変更いたしますので、ご協力をお願いします。

規 制 箇 所

- 国道8号　富山県下新川郡朝日町境地内

通行規制期間【当初】

- 令和8年4月1日 ～10月(予定)

通行規制期間【変更】

- **令和8年4月1日～令和8年11月6日**

規 制 内 容【変更】

- 令和8年11月6日(金)17:00まで車両外形幅※3．6m以上の車両は終日通行不可
 ただし、片側交互通行などの交通規制を伴う道路工事は、断続的に継続します。
- 本工事による通行規制区間には一般道の迂回路はありません。

※車両外形幅とは、突出部(ドアミラー等)および積載物を含めた幅

【位置図】



●お問い合わせ先

- 国土交通省　北陸地方整備局　富山河川国道事務所　黒部国道維持出張所
 TEL 0765-52-1714　FAX0765-52-2312
- 福田道路株式会社　国道8号R7境地区コンクリート舗装工事現場事務所
 TEL 0765-57-5187　FAX0765-57-5310

注意

当日の規制情報は、**交通情報**および**道路情報板**をご確認ください。
交通情報サイト:日本道路交通情報センター(https://www.jartic.or.jp)